

## 県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 地域住民等の地域力を活かした、県民自らが主体的に進める森林をつくる活動、森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動、森林を学び、活かす活動及び森林資源を活かす活動を支援し、県民の森林づくりへの理解と参加を促進するため、第2に規定する事業実施主体が県民参加の森林づくり促進事業実施要領(平成18年4月21日付け農林水産部長通知)に定める県民参加の森林づくり促進事業を実施する場合に要する経費及び第2に規定する市町村以外の事業実施主体が県民参加の森林づくり促進事業を実施する場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (事業実施主体)

第2 事業実施主体は、市町村、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)、特定非営利活動法人及び県内に事務所又は事業所を有する法人とし、活動区分毎の事業実施主体は、別記のとおりとする。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別記のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 整備対象森林の変更
- (5) 森林整備面積の30パーセントを超える増減

### (申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

### (立入検査等)

- 第5の2 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

### (前金払)

第6 事業実施主体は、補助金の前金払を請求しようとするときは、県民参加の森林づくり促

進事業補助金前金払請求書(様式第7号)を広域振興局長に提出しなければならない。  
2 前金払の額は、補助金額の9割を限度とし、補助金の前金払を請求したときから、事業実施主体がおおむね1月以内に支出する額とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年4月 21 日から施行し、平成 18 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年4月 10 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年3月 31 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年5月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年4月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年4月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月 1日から施行する。

別記(第2、第3関係)

活動区分		取組内容	事業実施主体	経費	経費内訳	補助額
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流域の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動	市町村、各種団体、特定非営利活動法人及び県内に事務所を有する法人	事業実施主体が活動に要する右欄に掲げる経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費 ただし、事業実施主体の構成員及び活動参加者の賃金、謝金及び旅費並びに活動場所となる森林等の所有者に対する謝礼及び使用料を除く	定額 ただし、1事業実施主体当たりの補助額の上限は全事業を通して1,000千円
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動				
2 森林の手入れを行う多様な担い手を育成する活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動				
3 森林を学び、活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動				
4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	市町村、各種団体	市町村が活動を行う場合及び市町村以外の事業実施主体が当該活動を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する右欄に掲げる経費		当該事業を行う場合に要する経費の3分の1に相当する額以内の額 ただし、1事業実施主体当たりの補助額の上限は全事業を通して1,000千円
		② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	市町村			

別表(第7関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	県民参加の森林づくり促進事業補助金 交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める 書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	県民参加の森林づくり促進事業変更(中 止、廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める 書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	県民参加の森林づくり促進事業補助金 請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他広域振興局長が必要と認める 書類	第5号 第2号 第6号	1部 1部 1部	事業完了後15日以内

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地

名 称

代表者 職名

氏名

県民参加の森林づくり促進事業補助金交付申請書

年度において、県民参加の森林づくり促進事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

団体名

1 事業名

2 事業目的

3 事業の効果

4 事業の内容

(1) 活動内容(欄が不足する場合には別紙を添付してください。)

(2) 森林資源を活かす活動等に供する森林資源等(森林資源を活かす活動の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ いわての森林づくり県民税を活用した事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策(森林整備活動の場合に記入すること。)

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

6 事業実施面積(森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者数及び参加者確保の方法

8 現地の状況(森林内で活動する場合に記載することとし、また森林の状況がわかる写真を添付のこと。)

9 事業の実施計画

実施時期	実施内容

10 活動を行う際の安全対策の内容(できるだけ具体的に記載してください。)

11 事業完了年月日

## 収支予算書

## 1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	左記の内訳		備 考
		別記の4 森林資源を 活かす活動 に該当する 経費	左記以外 の 経 費	
県補助金				
その他				
合計				

## 2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	左記の内訳		備 考
		別記の4 森林資源を 活かす活動 に該当する 経費	左記以外 の 経 費	
1 賃金				
2 報償費				
3 旅費				
4 需用費				
5 役務費				
6 委託料				
7 使用料及び賃借料				
8 原材料費				
9 備品購入費				
合計				

注 備考欄に積算内訳を記載すること。

変更承認申請書添付の場合は、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記載すること。

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地  
名 称  
代表者 職名  
氏名

県民参加の森林づくり促進事業変更(中止、廃止)承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった県民参加の森林づくり促進事業の実施について、次の理由により事業を変更(中止、廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止、廃止)理由

2 変更の内容

別紙のとおり

注1 事業計画書に変更内容を記入したものを別紙とすること。

2 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地  
名 称  
代表者 職名  
氏名

県民参加の森林づくり促進事業補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった県民参加の森林づくり促進事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

振込先

金融機関名  
種類及び口座番号  
口座名義

注 口座名義は漢字と併せてフリガナを併記のこと。

また、精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

## 収支精算書

## 1 収入の部

(単位:円)

区 分	精算額 (A)	左記の内訳		予算額 (B)	左記の内訳		比較(A-B)		備考
		別記の4森 林資源を 活かす活 動に該当 する経費	左記以 外の経 費		別記の4森 林資源を 活かす活 動に該当 する経費	左記以 外の経 費	増	減	
県補助金									
その他									
合 計									

## 2 支出の部

(単位:円)

区 分	精算額 (C)	左記の内訳		予算額 (D)	左記の内訳		比較(C-D)		備考
		別記の4 森 林 資 源を活か す活動に 該当する 経費	左記以 外の経 費		別記の4 森 林 資 源を活か す活動に 該当する 経費	左記以 外の経 費	増	減	
1 賃金									
2 報償費									
3 旅費									
4 需用費									
5 役務費									
6 委託料									
7 使用料及 び賃借料									
8 原材料費									
9 備品購入 費									
合 計									

注 備考欄又は別紙に積算内訳を記載すること。

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地  
名 称  
代表者 職名  
氏名

県民参加の森林づくり促進事業補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった県民参加の森林づくり促進事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額

金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	差引残高	備 考
円	円	円	円	

3 理 由

4 振込先

金融機関名

種類及び口座番号

口座名義

注 口座名義は漢字と併せてフリガナを併記のこと。

(参考)

岩手県指令 第 号

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度県民参加の森林づくり促進事業  
に対し、岩手県補助金交付規則(昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。)  
第5条の規定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、  
県補助金規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

広域振興局長

記

- 1 補助金交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、 年度県民参加の森林づくり  
促進事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、県補助金規則及び県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱等  
の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年  
度から起算して5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消  
費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法  
律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に  
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計  
額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を  
含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - (1) 補助事業者は、補助金請求(県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。  
以下同じ。)を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明ら  
かになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当  
該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前記  
(1)により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税  
等仕入控除税額報告書(別紙様式第 1 号)により速やかに広域振興局長に報告すると  
ともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）について、次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助事業者は、財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、当該財産の取得時期や取得価格、その他管理に必要な事項を記載した台帳等を備え、補助事業完了後から処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を満了するまでの間、保存しなければならない。
- (3) 補助事業者は、財産について、処分制限期間内に、この事業の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 広域振興局長は、財産を処分したことにより収入を得たとき、又は得ると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地  
名 称  
代表者 職名  
氏名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定のあった県民参加の  
森林づくり促進事業補助金について、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額	金	円
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額		
	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

